

山形県環境学習支援団体認定制度

～ 令和6年度 募集案内 ～

県民の環境学習を支援する団体を募集します！

山形県では、環境保全に取り組み、県民の皆さんに対して施設見学や講座開催等を行っている民間団体を「環境学習支援団体」として認定し、ホームページや各種イベントでPRしています。

認定の対象となる活動

- (1) 環境学習施設等事業
工場、事業場、展示館などの見学を通して環境学習の機会を提供する事業
- (2) 環境学習講座等事業
講座や体験活動などを通じて環境学習の機会を提供する事業

認定のメリット

- ① 認定されたことを表示し、活動をPRできます！
県が認定証を交付します。認定団体は看板や名刺などに「山形県環境学習支援団体」と表示することができます。
- ② 認定団体の活動内容や、各種イベント情報を山形県ホームページなどで広報します！
県ホームページで、各認定団体の活動内容についてまとめた活用ハンドブックを公開するほか、各認定団体が実施する各種イベント情報などを広報します。
- ③ 「やまがた環境展」への出展など、イベント参加により活動のPRができます！
令和5年度「やまがた環境展」では2団体がブース出展し、来場者に団体が提供する環境学習内容を体験していただきました。

認定団体の活動事例

※令和5年度認定団体

山形中央観光株式会社

SDGsを体感するためのバスツアーを実施し、自然への関心、保護意欲の向上を図るとともに山形の魅力を再発見します！

株式会社渡会電気土木

資源の活用や再資源化の事業（木質ペレット製造、燃料チップ生産、木くず再資源化、コンクリート破碎処理）の内容を学習します！

お問い合わせ先

山形県環境企画課（企画調整担当）

〒990-8570 山形市松波2-8-9

〈TEL〉 023-630-3043

〈TEL〉 023-630-2133

山形県環境学習 🔍



認定要件

山形県内において環境学習を支援している民間団体で、その事業が下記(1)～(9)の基準に適合すると認められる団体です。

- (1) 年間を通じて、計画的に実施し、又は事業の利用の申込みがあった場合は、その都度実施することが可能なものであること。
- (2) 1年以上の実務経験を有する者、若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われる、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。
- (3) 昼間において、一度に10人以上を対象とした実施が可能なものであること。
- (4) 利用者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられているものであること。
- (5) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- (6) 利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。
- (7) 利用者から費用を徴収するときはその概要を明示できるものであること。
- (8) 環境学習講座等事業を実施するものである場合には、原則として、認定の申請の前1年間において当該事業を実施しているものであること。
- (9) 役員に暴力団関係者が含まれていない、暴力団と関係を有していないこと。

申請方法

「山形県環境学習支援団体認定申請書」、「事業計画書」に必要事項を記入のうえ、「定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの」、「事業概要を記載したパンフレットその他参考となる資料」、「申請日の前1年間における活動実績を記載した書類（環境学習講座等事業の場合）」を添付して申請してください。

※詳しくは、山形県ホームページに掲載しています。
県ホームページトップ画面にあるサイト内検索から「山形県 環境学習」で検索できます。

募集期間

令和6年7月10日（水）から令和6年8月30日（金）まで（必着）

申請書の提出先

最寄りの総合支庁保健福祉環境部環境課に、郵送、電子メール又は持参により提出してください。

- ・村山総合支庁環境課 〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68
- ・最上総合支庁環境課 〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034
- ・置賜総合支庁環境課 〒992-0012 米沢市金池7-1-50
- ・庄内総合支庁環境課 〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1